

第2期くるめ子どもの笑顔プラン見直しについて

1 概要

令和2年度から5年間の子ども・子育てに関する事業計画である『第2期くるめ子どもの笑顔プラン』について、令和4年度が計画の中間年に当たるため令和5年度、令和6年度の計画について見直しを行う。

2 見直しの基準

計画策定時に国が示した基本方針では「市町村は計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされている。

これを踏まえ、『くるめ子どもの笑顔プラン』についても「社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う」としている。

令和4年3月に国から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に以下の場合見直しを行なうこととされている。

教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

- ・令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分毎の子どもの実績値が、計画における量の見込みと10%以上乖離している場合

地域子ども・子育て支援事業

- ・教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ「量の見込み」及び提供体制の確保の内容の変更を行うこと。

3 見直しの方法

就学前及び小学生児童の人口推計についてこれまでの実績を踏まえ、計画策定時と同様の方法で再推計を行う。

推計した児童数を基に国から示された作業手引きに基づき幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見直しを行う。

4 見直しの方向性

国から示された見直しの考え方を踏まえ、次のとおり見直しを行う。

幼児期の教育・保育

- ・〈別紙1〉のとおり計画と実績に乖離が生じていること、また、依然として高い水準にある保育ニーズにより待機児童が発生していることから、現状分析を行うとともに、国の新たな政策を踏まえたうえで、ニーズ量の増加に対する対応策等について検討し計画の見直しを行う。

基本的にはこれまでの実績値に基づき、計画との乖離要因に応じ補正を行ったうえで算出する。

- ・第2期計画で見込むことができなかった「保育の必要が認められるが幼児期の学校教育の利用希望が強い（園児）」を計画に加える。

地域子ども・子育て支援事業

- ・これまでの実績を踏まえ、次の事業について計画の見直しを行う。

【見直しを予定している地域子ども・子育て支援事業】

- ・妊婦健康診査事業
 - ・新生児及び妊産婦訪問指導事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・エンゼル支援訪問事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業（就学児）
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・病児保育事業
- 企業主導型保育事業を実施する施設の活用を検討
- ・学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

その他

- ・母子保健事業の追加

現在、第2期健康くるめ21計画（平成25年度～令和5年度）において取り組んでいる母子保健事業について、市民への分かりやすさや効率的な事務執行の観点から、第2期子どもの笑顔プランへ移行する。

移行に伴い、子どもの笑顔プランと健康くるめ21計画に掲載されている関連事業の記載項目等の調整を行う。

5 スケジュール

《別紙2》のとおり